

(概要) ウラン濃縮加工施設
安全性向上評価（第3回）届出書について

2026年10月14日



日本原燃株式会社

1. 安全性向上評価について

- 2013年12月に施行された原子炉等規制法の改正により、新規規制基準適合性審査を経て運転を再開した施設を対象に安全性の向上のための評価を行うことが定められました。
- 当社は、規制基準の枠組みにとどまらず、自主的かつ継続的に当社施設の安全性を向上させることを目的として、本評価を実施することとしています。

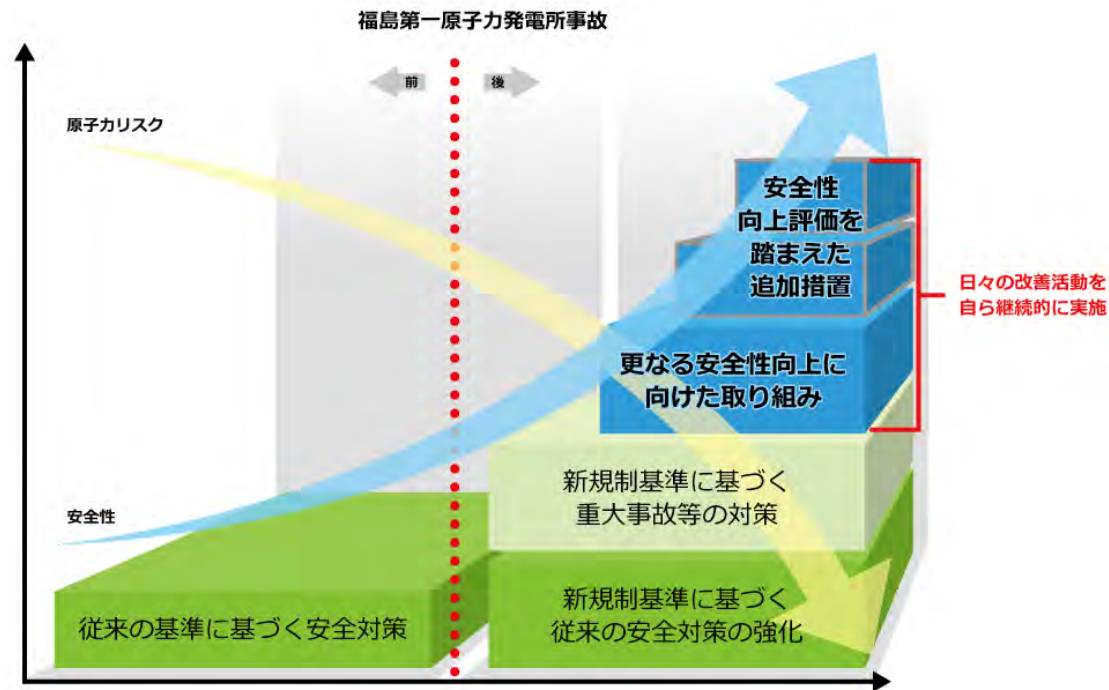


図. 安全性向上に向けた取り組みイメージ

- ウラン濃縮加工施設について、2026年3月17日に2025年度の定期事業者検査が終了したことから、本検査が終了した日の状態を対象として評価を行い、2026年10月14日に原子力規制委員会へ安全性向上評価届出書（第3回）を届け出ました。
（参考）安全性向上評価届出書（第2回）の提出は、2025年10月17日に実施しております。

2. 安全性向上評価届出書の主な内容



➤ 各章における主な評価結果は以下のとおりです。

1章：安全規制によって法令への適合性が確認された範囲の評価時点における施設の状態

- 評価時点における最新の事業変更許可申請書や保安規定等により、現在の施設の状態を確認しました。また、最新知見等を踏まえ、新規制基準に基づく事業変更許可にて確認された安全上重要な施設がないことに変更はないことを確認しました。

2章：安全性の向上のために自主的に講じた措置

- 保安活動の実施状況や最新知見の施設への反映状況等について調査を実施しました。
- 保安活動の実施状況については、品質マネジメントシステムに基づくPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルが定着し、有効に機能していることを確認しました。加えて、保安活動の評価結果から、さらなる安全性向上、信頼性向上の観点で取り組む事項として、**4件の追加措置**を抽出しました。
- 最新知見については、約11,100件の国内外の科学的・技術的知見を調査し、ウラン濃縮加工施設の安全性向上に資する新知見を7件を抽出しました。これらの新知見について反映状況を確認し、適切に処置されていることを確認しました。
- 保安上重要度の高い決定論的安全評価に係る設備のうち、今回は均質・ブレンディング設備を対象としたプラント・ウォークダウンを実施し、ウラン濃縮加工施設の設計、運用情報に影響を与える気づきは抽出されず、決定論的安全評価の見直しが必要ないことを確認しました。

3章：安全性の向上のために自主的に講じた措置の調査、分析及び評価

- 内部事象及び外部事象に係る評価について、最新の文献及び調査等から得られた知見に基づき、評価の見直し要否を確認した結果、今回の評価期間において事業変更許可の見直しの必要はないことを確認しました。
- 決定論的安全評価については、保安活動の実施状況、最新知見、施設の性能等を踏まえ、評価の見直し要否を確認した結果、今回の評価期間において事業変更許可の見直しの必要はないことを確認しました。

4章：総合的な評定

- 保安活動の実施状況調査等の評価結果を踏まえた総合評価を実施しました。
- 第2章及び第3章の評価結果から抽出した4件の追加措置の安全性向上計画策定及び前回届出までに策定した安全性向上計画の実施状況を確認しました。（4件の概要については3ページに示します。）

3. 安全性向上計画（追加措置）について

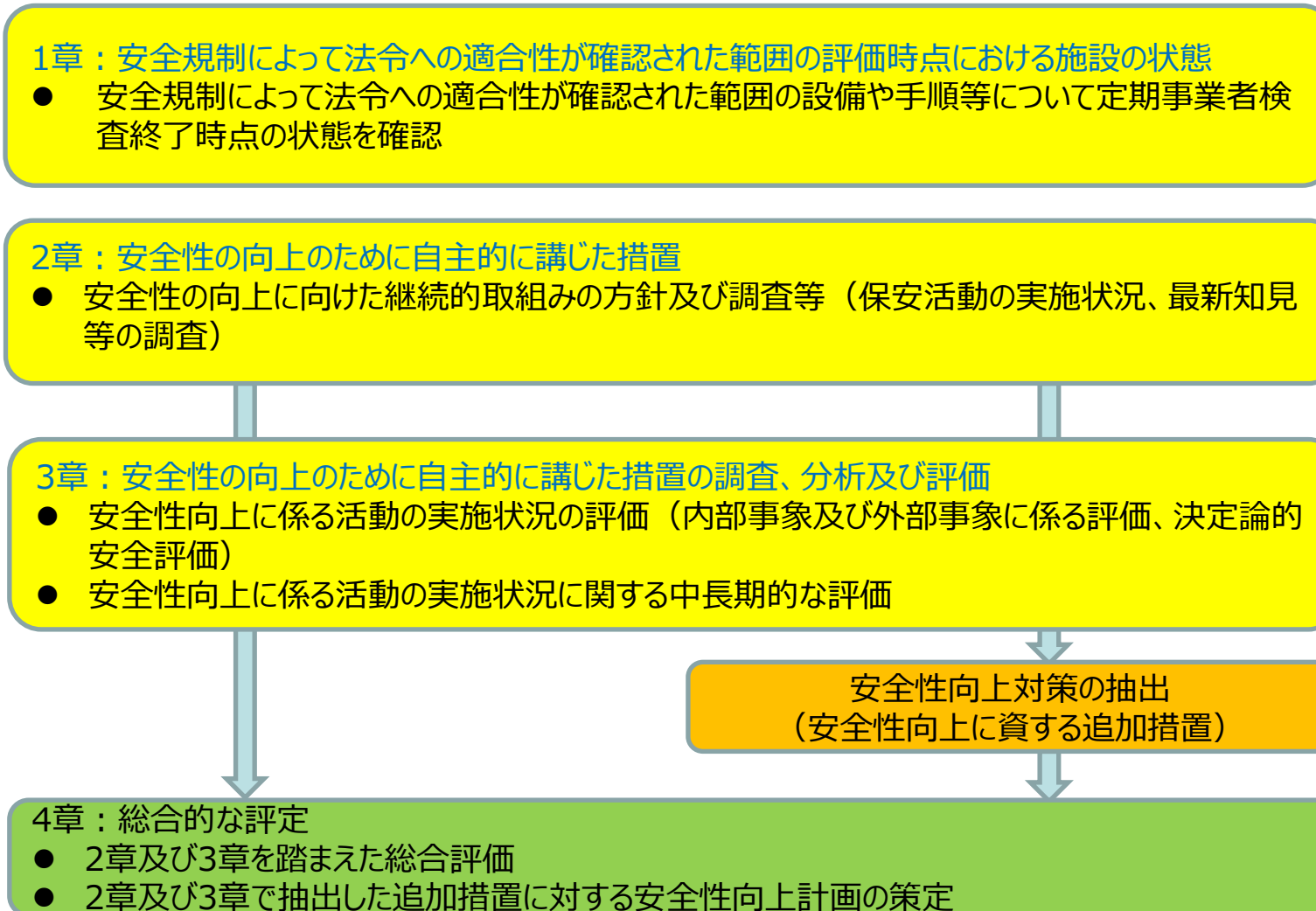
➤ 4章で策定した安全性向上計画（追加措置）は以下のとおりです。

No.	追加措置	概要	実施時期 (届出回数) ※	関連する 評価分野
1	AI技術を用いた遠心分離機の監視	➤ 中央制御室における遠心分離機の運転状態監視補助として、AI技術にて遠心分離機に係る各運転データの異常兆候を検知し、検知した兆候がどのような異常に進展する可能性があるかを速やかに当直員が認知できるシステムを構築する。 ➤ なお、本システムの導入においては、既設の技術基準への適合性(地震による損傷の防止、火災等による損傷の防止、閉じ込めの機能等)に影響を与えないように設計する。	2026年度 (第4回) 以降	2章 保安活動の 実施状況 運転管理
2	大地震発生時のプラント確認の効率化	➤ 既存の中央制御室計装監視システムの拡張機能を活用し、大地震発生時に確認すべき機器の状態を一括で確認できる画面を構築する。 ➤ なお、本機能の導入においては、既設の技術基準への適合性(地震による損傷の防止、火災等による損傷の防止、閉じ込めの機能等)に影響を与えないように設計する。	2026年7月 (第3回) (実施済み)	2章 保安活動の 実施状況 運転管理
3	他原子力施設の運転操作訓練ベンチマーク	➤ 他原子力施設のシミュレータによる運転操作訓練を本施設の当直員がベンチマークし、「情報共有方法」、「訓練の評価方法」等から自分たちとのギャップを抽出し改善を図る。 ➤ なお、ベンチマークは、計5回の実施を予定しており、本施設の当直員が1回当たり6名ずつ訓練を観察する(30名の当直員全員による観察)。	2027年3月 (第4回)	2章 保安活動の 実施状況 運転管理
4	コンフィギュレーションマネジメントに係る力量向上活動	➤ コンフィギュレーションマネジメント※に係る要員に対して計画的なコンフィギュレーションマネジメント教育を実施するとともに、継続的な力量向上のための仕組みの改善を実施する。 ➤ また、昨年度から実施している施設管理に係る力量向上を目的とした熟練者による若年者への現場教育に加え、コンフィギュレーションマネジメントの実務を担う若年者の力量向上を目的として、作成した図面の検証も兼ねて熟練者と若年者のチームによる現場照合(図面と現場機器・配管の整合確認)を実施する。 ※コンフィギュレーションマネジメントとは、設計要件、施設構成情報及び物理的構成の3要素の均衡を適切に維持する取組み。具体的には、機器の更新があった際に、機器がどのようなものでなければならないかを示した文章(設計要件)、機器がどのようなものかを示した図書(施設構成情報)、機器の位置や配置の状態(物理的構成)が一致するように確実に管理することである。	2027年3月 (第4回)	2章 保安活動の 実施状況 施設管理

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況

(参考1) 安全性向上評価の流れ

➤ 安全性向上評価の流れ



➤ 安全性向上評価の評価時期

定期事業者検査終了後6ヶ月以内に評価を実施し、遅滞なく原子力規制委員会に届け出ます。

(参考2) 安全性向上に資する新知見(1/6)

- 約11,100件の国内外の科学的・技術的知見を調査し、ウラン濃縮加工施設の安全性向上に資する新知見を7件を抽出しました。

No.	件名	分野	概要	反映状況
1	航空機落下事故に関するデータ調査 (平成16～令和5年)	安全に係る研究	本施設の航空機落下確率の再評価を目的に、平成16年～令和5年の20年間に国内で発生した航空機事故データ、運航実績データ、自衛隊機及び米軍機の訓練空域面積データを調査した。	本知見に基づき、航空機落下確率の再評価を実施した。評価した結果、事業変更許可の評価結果から航空機落下確率が増加したが、判断基準値を下回ることを確認した。
2	塔槽類廃ガス処理設備の排風機Bの異常警報の発報	国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓 (当社トラブル情報) (再処理)	塔槽類廃ガス処理設備の排風機Bの異常警報が発報し、自動的に排風機Aに切り替わった。その後、現場において、排風機Bのモータ駆動部に焦げ跡を確認した。 当該排風機を製造メーカー工場へ搬出して分解調査を実施した結果、駆動側ベアリング(軸受)が損傷したことで、回転子が固定子に接触し、故障したものと推定した。 駆動側ベアリングが損傷した原因は、分解点検でベアリングを交換した際のグリース(潤滑剤)の初期充填量不足によるものと推定した。点検要領書には、ベアリング交換・組立て時のグリースの充填規定量を記載していたが、充填量を測定することについての記載はなく、確実に充填したことの確認はできなかった。	本施設において、回転機器等の点検要領書にグリースの充填規定量及び充填量を明記し、充填した記録を残すことを規定した社内標準類が存在しないため、同事象が発生する可能性がある。 未然防止処置として、社内標準類に、本施設の工事管理に関する共通的な留意事項として「グリースを注入する作業をする際は、点検要領書にグリースの充填規定量と注入後の充填量を明記すること」を規定する。 (2026年3月31日完了予定)※

※ 本評価の評価時点となる2026年3月17日時点の状況

(参考2) 安全性向上に資する新知見(2/6)



No.	件名	分野	概要	反映状況
3	ビニルバッグの破損による、高性能粒子フィルタ交換作業中の作業エリア内の可搬型ダストモニタの指示値の上昇	国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓 (当社トラブル情報) (再処理)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 塔槽類 廃ガス処理室において、協力会社作業員3名が高性能粒子フィルタの交換作業をしていたところ、作業エリア内の可搬型ダストモニタの指示値の上昇を確認した。現場の放射線管理員が作業員の身体サーベイを実施し、汚染なしと判断したが、その後当社社員の身体サーベイにより、作業員の半面マスクのフィルタに汚染が確認された。さらに、半面マスクフィルタに対する汚染の拡大防止措置(テープによる固定)が不十分な状態であることを確認した。現場の状況踏まえ、作業員3名に対し鼻スミヤを実施した結果、1名からα線を放出する核種が検出された。 放射線防護上の問題点は以下のとおり。 ・放射線管理員が汚染を見落とした。 ・放射線管理員によるマスクフィルタの汚染の拡大防止措置が不十分だった。 (次頁に続く)	本施設において、空气中へ放射性物質が拡散するおそれがある作業の場合にマスクを装着している。放射線管理員によるマスクのサーベイにおいて汚染の見落としや汚染拡大防止措置が不十分であった場合に、放射性物質を体内に取り込むおそれがある。 未然防止処置として、当社及び協力会社の放射線管理員に対し、α線の特徴・測定方法及びマスクフィルタ汚染時の対応手順についての机上教育及び模擬線源を用いた低い表面密度箇所の特定制、マスクフィルタ汚染箇所の固定方法について実技訓練を実施した。 (2026年1月14日完了) また、α線の測定技量の維持及び定着化のため、当該教育・訓練を1回/年の頻度で継続的に実施することを、社内標準類で明確化した。 (2026年2月19日施行)

(参考2) 安全性向上に資する新知見(3/6)



No.	件名	分野	概要	反映状況
3	ビニルバッグの破損による、高性能粒子フィルタ交換作業中の作業エリア内の可搬型ダストモニタの指示値の上昇	国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓 (当社トラブル情報) (再処理)	(続き) 作業上の問題点は以下のとおり。 ・高性能粒子フィルタの交換作業時に使用する放射性物質を閉じ込めるためのビニルバッグの溶着不良により、ビニルバッグに穴があいて、放射性物質が拡散しダストモニタの指示値が上昇した。	本施設において、排気フィルタの交換作業時に、放射性物質を閉じ込めるためにビニルバッグの溶着を実施するため、同事象が発生する可能性がある。 未然防止処置として、以下を実施する。 (2026年5月29日完了予定) ※ ・溶着箇所が安定する状態で作業が実施できるように作業台を配備する。 ・ビニルバッグが重なり合った部分、立体形状などの不適切な部分の溶着を禁止する旨を作業要領書に追加し、初回作業前に作業者に教育する。

※ 本評価の評価時点となる2026年3月17日時点の状況

(参考2) 安全性向上に資する新知見(4/6)



No.	件名	分野	概要	反映状況
4	屋外放射線監視盤における表示不良	国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓 (国内他社トラブル情報) (柏崎刈羽)	午前6時00分頃、屋外放射線監視盤において、海水モニタ全7台及び気象データが一時的に表示されないことを確認した。 また、午前7時10分頃に同監視盤において、モニタリングポスト全9台の指示値が一時的に表示されないことを確認した。 調査の結果、同監視盤のデータ受信装置に27秒の時刻ズレが発生していたことを確認した。 データ受信装置の仕様上、標準時間から25秒以上ズレが生じると、データ伝送が出来ないため、表示不良となったものである。 2025年8月20日、本事象について、原子力規制検査の結果として、モニタリングポスト伝送系の時刻データの同期手段が、モニタリングポスト局舎と5号機緊急時対策所間では有線回線のみであり、多様性を有していないと指摘を受けた。	本施設のモニタリングポスト時刻データは、有線回線で受信されるため、有線回線からの時刻データが受信されず時刻にズレが生じた場合に、同事象が発生する可能性がある。 未然防止処置として、当該モニタリングポストの時刻データの同期手段の多様化を目的とし、無線回線側にタイムサーバーを追設する工事を実施する。 (2026年度内に工事完了予定)

(参考2) 安全性向上に資する新知見(5/6)



No.	件名	分野	概要	反映状況
5	アクセスルートの確保失敗に関する検査指摘事項 (NIN13-20250610-nu) (2025年6月10日)	国内外の原子力施設の運転経験から得られた教訓 (NRA指示等)	アクセスルートに係る影響評価の未実施等によるアクセスルートの確保失敗に関する検査指摘事項について、通知するもの。	本施設においては、物品、工事用資機材等(以下「物品等」という。)の設置前の現場確認により、アクセスルートの通行を阻害する要因にならないこと(溢水・地震による物品等の流出・転倒の可能性を考慮した措置を含む。)を評価し、設置後の定期的な状態確認により、アクセスルートを維持・管理する運用が社内標準類で定められている。 また、日常巡視点検等の工場内の定期的なパトロールにおいて、アクセスルート上に未申請の物品等が設置されていないことを確認している。 上記の運用により、アクセスルートの通行を阻害する要因がないことを確認したことから、対策不要と判断した。

(参考2) 安全性向上に資する新知見(6/6)

No.	件名	分野	反映状況
6	「太陽フレアに係る新しい警報基準の設定に伴う警戒態勢について」に基づく各オブザーバー施設の安全対策への活用について (ATENA運第19号)※	国内外の基準等	警戒態勢時の対応手順について規定するため、「太陽フレア等対応要則」を社内標準類として新規制定するとともに、関連する社内標準類を改正した。 (2025年8月1日施行)
7	事業者検査に関する運用ガイドライン (ATENA 20-R01) (Rev.1)	国内外の基準等	事業者検査に関する基本的な考え方（廃止措置段階を除く）として、使用前事業者検査の対象範囲のうち、設備の一部又は一式の取替工事が機能・性能に影響するような場合は使用前事業者検査の対象となるように変更となったことを踏まえ、事業者検査の対象選定等フローを見直すため、社内標準類「工事管理細則」を改正した。 (2026年3月2日施行)

※ 当該文書はATENAから各原子力事業者へ向けて発行された文書であり、太陽フレアによる通信連絡設備及びデータ通信が必要な設備への影響が懸念されることから、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)による「社会的影響を考慮した新たな予報・警報基準」の整備状況を踏まえ、安全対策に係る要求を行うものである。

(参考3-1) 今回の評価で抽出した追加措置の主な例①(1/2)



- 4章で実施計画を策定した追加措置4件のうち、「AI技術を用いた遠心分離機の監視」を一例として紹介します。なお、本措置は2章の評価より抽出された追加措置となります。

◆ 目的

現状、遠心分離機の異常警報発報時は、現場にて異常機を特定し、故障を確認した場合は、プラントの安定運転状態を維持するために異常機の隔離措置を講じている。一方で異常警報発報前に隔離措置を講じることができれば、異常（故障）に伴う波及影響を防止することができるが、遠心分離機の運転データには揺らぎがあるため、異常警報発生前の小さな変化に気づきにくいことから、異常兆候の早期発見を目的としてAI技術を用いた監視システムを導入する。

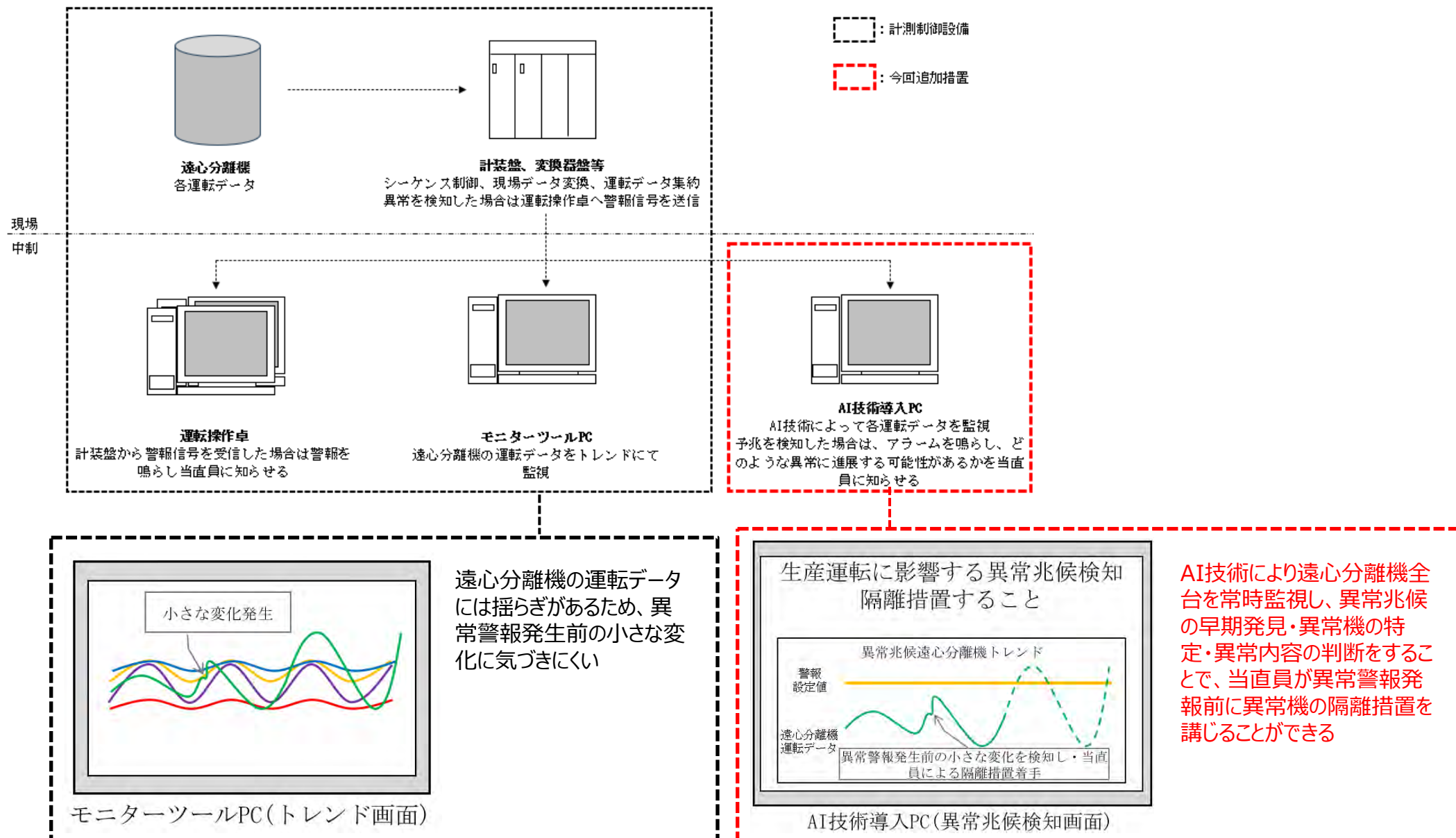
併せて、現場で実施している異常機の特定及び異常内容の判断を当該システムにより中央制御室にて実施する。

◆ 措置の概要

中央制御室における遠心分離機の運転状態監視補助として、AI技術にて遠心分離機に係る各運転データの異常兆候を検知し、検知した兆候がどのような異常に進展する可能性があるかを速やかに当直員が認知できるシステムを構築する。

なお、本システムの導入においては、既設の技術基準への適合性(地震による損傷の防止、火災等による損傷の防止、閉じ込めの機能等)に影響を与えないように設計する。

(参考3-1) 今回の評価で抽出した追加措置の主な例①(2/2)



AI技術を用いた遠心分離機の監視 概要図

(参考3-2) 今回の評価で抽出した追加措置の主な例②(1/2)



- 4章で実施計画を策定した追加措置4件のうち、「大地震発生時のプラント確認の効率化」を一例として紹介します。なお、本措置は2章の評価より抽出された追加措置となります。

◆ 目的

大地震発生時は、インターロックにより作動する機器の状態確認及び不作動時の対応、警報発報状況の確認及びその対応並びに現場状態確認を当直員4名で実施する必要がある。そのうち、インターロックにより作動する機器の状態確認及び不作動時の対応を当直員1名にて実施しているが、機器ごとに画面を展開しなければならない仕様となっていること及び画面内に確認対象機器以外も表示されていることから、大地震発生を想定した訓練において、状態確認に約8分要していることを確認した。

そのため、中央制御室計装監視システムの拡張機能を活用し、確認対象機器の状態を一括で画面にて確認できるよう改善することで、インターロックにより作動する機器の状態確認に要する時間の短縮を図る。

◆ 措置の概要

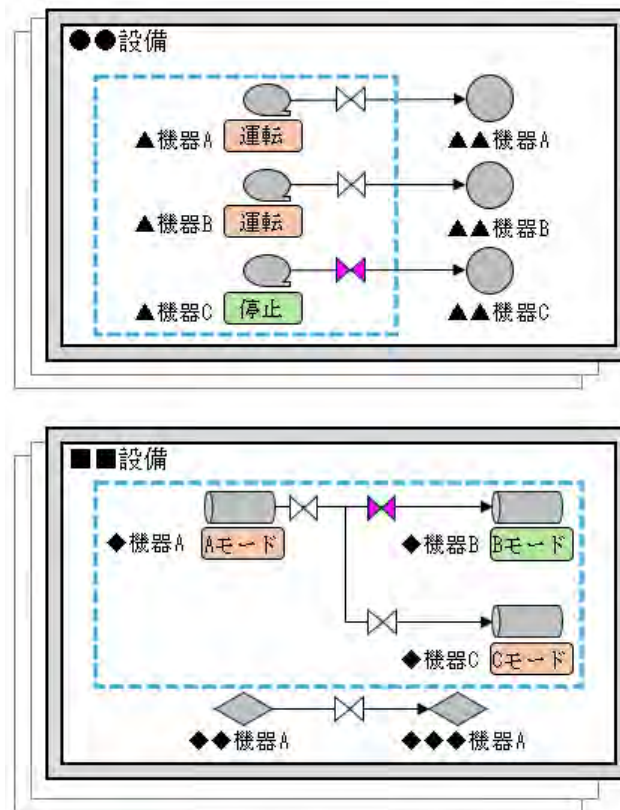
既存の中央制御室計装監視システムの拡張機能を活用し、大地震発生時に確認すべき機器の状態を一括で確認できる画面を構築する。

なお、本機能の導入においては、既設の技術基準への適合性(地震による損傷の防止、火災等による損傷の防止、閉じ込めの機能等)に影響を与えないように設計する。

(参考3-2) 今回の評価で抽出した追加措置の主な例②(2/2)

【現状】

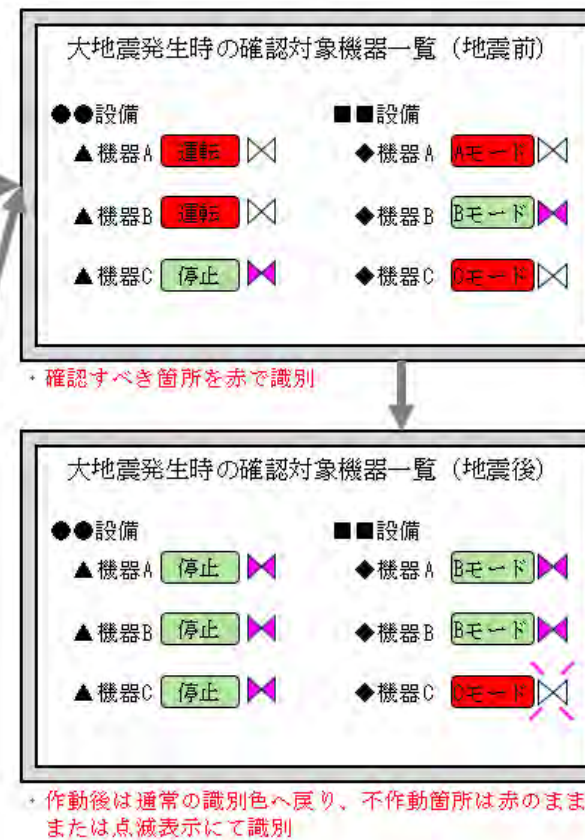
計17画面を展開し、
対象機器の状態を確認
(確認対象機器以外も画
面内に表示)



 : 大地震発生時の確認対象機器

【措置後】

確認対象機器を1画面に
集約し、一括で状態を確認



大地震発生時のプラント確認の効率化 概要図

(参考4) 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況(1/6)

➤ 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況は以下のとおりです。

【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期(届出回次)	
					前回届出時	今回届出時※
1	操作性、保守性を向上させるための設備改造 (第1回)	本措置は、狭隘部、高所に設置された弁等の設備について、操作性、保守性を向上させるために、毎年度、設備更新工事に係る設計の計画書が策定された設備を対象に、操作性、保守性の向上に係る検討を実施し、その結果を踏まえた設備改造を実施するものである。	2025年度の検討においては、排気用HFモニタに係る以下の保守性の改善を実施することを決定した。 ①排気用HFモニタの保守性の改善 排気用HFモニタの排気口からのガスサンプリングラインは、それぞれ独立し2系統設置されているが、サンプリング後の排気ラインは共通の1系統となっている。 このため、排気ラインの保守作業、配管更新等で排気を停止する必要がある場合は、排気用HFモニタが2台ともに使用できなくなる可能性が生じることから、排気ラインを2系統とすることで2台停止となるリスクを低減させる。 当該工事については、2026年11月から工事を実施し、2027年度に完了予定である。 2026年度以降についても、計画が確定した設備更新工事に関して、引き続き、操作性、保守性の向上に係る検討等を実施していく。 【2024年度】 本措置については、2024年度から調査を行い2024年度は2件の設備改造を実施した。 ②管理区域入口階段の扉の改造（操作性改善） ③洗缶架台上へのコンセントの設置（保守性改善）	2章 保安活動の 実施状況 施設管理	2025年度 (第3回) 以降	2027年度 (第5回) 以降 ① 2027年度 (第5回) ②2024年10月 (第2回) (実施済) ③2024年5月 (第2回) (実施済)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況 15

(参考4) 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況(2/6)

【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期(届出回次)	
					前回届出時	今回届出時※
2	設計基準事故の起因(火災源)となっているコールドトラップの冷凍機の設備更新 (第1回)	本措置は、設計基準事故「火災時の内圧上昇によるUF ₆ 内包配管のフランジ部等からの漏えい」における事象の起因となる冷凍機(火災源)について、内包する機械油の量が少ない機種に更新するものである。	2025年度は、試験装置の設計・製作及び冷凍機単体での性能確認を行い、要求性能を満たすことが確認できた。2026年度は、模擬負荷体と冷凍機の組み合わせ試験を行い、2028年度まで設計・工事を実施していく。 【2024年度】 ①冷却能力・保守性等を技術検討し、更新機種・使用冷媒を選定した。	2章 保安活動の実施状況 施設管理	2029年3月 (第6回)	2029年3月 (第6回)
					①2024年10月 (第2回) (実施済)	—

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況

(参考4) 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況(3/6)



【継続中の措置】

No.	追加措置 (抽出した届出回次)	概要	実施状況※	関連する 評価分野	実施時期(届出回次)	
					前回届出時	今回届出時※
3	オンライン振動診断システムの導入 (第2回)	本措置は、保守作業の最適なタイミングの判断、異常兆候の早期の検知を目的とし、送風機、ポンプ等の回転機器について、振動計及びオンラインで振動診断を行うシステムを設置することにより、回転機器の各部位の振動波形データ等を監視ソフトウェアにより解析、診断し、リアルタイムでの設備の状況把握を可能とするものである。	2025年度は、オンライン振動診断システム導入のための検討として、換気空調設備の送排風機及びユーティリティ設備のポンプを対象に敷設ケーブルルートの調査やコスト評価等を実施しており、2026年度中に設計及び設置を行い、運用を開始する。	2章 保安活動の 実施状況 施設管理	2027年3月 (第4回)	2027年3月 (第4回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況

(参考4) 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況(4/6)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
4	保全活動の最適化に向けた保全データの充実化及び活用 (第1回)	本措置は、各機器の保全内容の決定に係る根拠及び部品単位での劣化メカニズムに係るデータの充実化を図るとともに、このデータを基に、保全計画の見直し(最適な保全方式の選定、点検周期の設定等)を実施するものである。	本措置については、2024年4月から以下の活動を実施し、以下の①～⑤について活動を完了している。 ① 機器単位から部位単位に分け、設備所掌を分解し保全計画の見直し ② 劣化メカニズム及び保全内容決定根拠書の未反映の機器に対して追加、修正 ③ 施設管理に関連する要領類等への反映 ④ 保守管理ツールへの反映 ⑤ 未点検機器に対する点検時期の設定 未点検機器以外については保全計画の根拠となる劣化メカニズムや保全内容決定根拠書が整備され、保全計画の見直しが完了している。また、保全計画の維持管理については、仕組みのルール化を図っており、運用開始後は不適切な保全計画に起因する重大な不適合は発生していない。未点検機器のうち既に点検が終了した管理廃水処理設備及びボイラ・熱水設備の弁については、構築された仕組みに基づき、保全計画への反映が図られている。今後、点検予定の未点検機器については、具体的な点検方法や点検時期が設定できたことで、分解点検により得られる知見やデータの蓄積が図られ、保全計画への反映の見通しがついている。以上のことから、経年劣化に重点を置いた適切な施設管理の改善が図られていることにより、本施設の安全性向上につながっていると評価する。	2章 保安活動の 実施状況 施設管理	①2024年 4月 (第2回) ②2024年 4月 (第2回) ③2024年 7月 (第2回) ④2024年12月 (第2回) ⑤2026年 6月 (第3回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況

(参考4) 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況(5/6)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
5	プログラムによる監視 補助 (第2回)	本措置は、ガス移送ヘッダの圧力上昇を長期間(約1ヶ月間)気付くことができなかったことが要因となった廃品コールドトラップの内圧上昇事象の発生を受け、運転状態の監視補助として、任意で設定した値に到達した際にアラームを鳴らし、当直員に状態変化を知らせる機能を追加するものである。	本措置については、任意で設定した値に到達した際にアラームを鳴らし、当直員に状態変化を知らせる監視補助プログラムを作成し、運用を開始している。運用開始後、本プログラムにて異常を検知することで、当直員が早期に認知できており、機器の指示値変動に長期間気付かないことに起因する重大な不適合は発生していない。 また、上記以外に、通常の運転操作において、次ステップの操作着手条件となるしきい値に到達したことを当直員へ通知する運転操作補助ツールとしても活用しており、監視に要していたリソースを更なるパフォーマンス向上につながる活動(教育・訓練等)に充てることができる。 本プログラムの活用することで、異常を早期に認知できており、併せて、当直員のパフォーマンス向上にも寄与していると評価する。	2章 保安活動の 実施状況 運転管理	2025年4月 (第2回)
6	保全計画の確実な運用のための施策 (第2回)	本措置は、見直した保全計画に係る運用を確実に進めるため、以下の活動に取り組むものである。 ①最適な保全計画へ更新していくための仕組みの確立 ②施設管理の力量向上のための教育の実施 ③工場長及び濃縮保全部長からの発信	本施設においては、2024年度から保全活動の確実な運用を図るため、保全計画の見直しに係る対応(保全データの充実化、保全方式、点検周期等の最適化)を実施している。この見直した保全計画を最適な保全計画へ更新していくための仕組みの確立を行うとともに、施設管理に係る力量向上のための教育の活動を実施した。 また、工場長から「施設の安全性、信頼性確保の一環として従業員に対する期待事項、励まし・労い」を意図したメッセージや濃縮保全部長から「保全計画の確実な運用のための施策」として施設管理の重要性や期待事項等を継続的に発信した。 以上の対策を実施することにより、従業員の施設管理に係る知識の向上が図られ、重要性に対する理解が深まっていると評価する。	2章 保安活動の 実施状況 施設管理	①2025年7月 (第3回) ②2025年9月 (第3回) ③2025年6月 (第2回)

(参考4) 以前の届出で抽出した追加措置の実施状況(6/6)

【完了した措置】

No.	追加措置 (抽出した届出回次)	概要	実施結果及び成果※	関連する 評価分野	実施時期 (届出回次)※
7	重量計ロードセル防護ネット設置 (第2回)	本措置は、均質・ブレンディング設備の工事及び点検時、作業員がロードセルのケーブル部に直接接触しないように、防護ネット(不燃性)を設置するものである。	本措置について、防護すべき機器の内部構造物に対して、損傷を与えないような措置を講じる旨を社内標準類に追記し、重量計点検時に防護ネットを設置することを作業要領書に追記したうえで点検を実施している。 本措置の運用開始後は、点検等において防護すべき機器の内部構造物の破損が防止され、設備の健全性が維持されることにつながっている。	2章 保安活動の 実施状況 施設管理	2025年5月 (第2回)

※ 安全性向上評価の事務局による、届出書の取りまとめ時点(2026年7月3日)の状況